

介護保険制度

■ 介護保険の加入者

65歳以上の人(第1号被保険者)と40~64歳の人で職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人(第2号被保険者)が対象となります。

■ 介護保険の保険料

- (1) 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は本人と世帯員の前年の所得に応じて決まり、年金からの天引き(特別徴収)又は、納付書か口座振替(普通徴収)で納めます。基本的には年金天引きとなりますが、年金の受給額が年18万円以下の場合や65歳の誕生月から半年~1年程度は普通徴収となります。
- (2) 40~64歳の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

■ 主なサービス

(1) 居宅サービス / 居宅で受けるサービスや、事業所に通所や短期間入所をして受けるサービスなどです。

- ① 訪問介護(ホームヘルプ)
- ② 訪問看護
- ③ 訪問入浴介護
- ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護(デイサービス)
- ⑥ 通所リハビリテーション(デイケア)
- ⑦ 福祉用具貸与
- ⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)
- ⑨ 短期入所療養介護(ショートステイ)

(2) 施設サービス / 施設に入所して受けるサービスです。

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護医療院

(3) 地域密着型サービス

- ① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ② 認知症対応型通所介護
- ③ 小規模多機能型居宅介護
- ④ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)
- ⑥ 地域密着型通所介護
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護など



(4) そのほかのサービス

- ① 特定福祉用具購入費の支給
- ② 住宅改修費の支給
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)
- ⑤ 豊田市特別給付(要介護1～5の被保険者で在宅の人に対するおむつ購入費の支給。施設入所者などは受けられません)

※介護サービスを利用した場合、1割、2割又は3割の自己負担が必要

■ サービスを利用するには

介護サービス・介護予防サービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともでき、介護保険課、旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所で受け付けています。

申請後、介護認定調査員の「訪問調査」と「主治医意見書」に基づいて、「介護認定審査会」で審査判定し、要介護度を認定します。

総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用するには、介護保険課か地域包括支援センターでチェックリストにより利用判定します。



介護サービスを利用するまでの流れ

問 認定事務係 ☎34-6911 FAX85-7209

サービスを利用するには、市に申請して要介護認定を受ける必要があります。
サービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。

1 要介護認定の申請

市の窓口で「要介護認定」の申請をします。申請は本人や家族などのほかに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。



2 訪問調査

調査員がご自宅や施設などを訪問して、心身の状況などについて聞き取り調査を行います。



主治医意見書

本人の心身の状態について主治医の意見を求めます。

※市から直接主治医に依頼します。

認定審査会の審査判定

要介護状態区分の判定が行われます。

非該当

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

3 認定結果の通知

申請から認定の通知までは原則として30日以内に行われます。

4 ケアプランの作成依頼

■要支援1・2の方は

地域包括支援センターにて作成します。



■要介護1～5の方は

選択した居宅介護支援事業者が作成します。

※施設入所者は施設が作成します。

5 サービス事業者と契約

介護サービスを行うサービス事業者と契約します。

6 サービスの開始

サービス事業者にサービス利用票と被保険者証を提示して、サービスを利用します。



地域包括支援センター

■活動内容

相談や悩みにお応えします

《総合相談支援業務》

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。

自立して暮らせるよう支援します

《介護予防ケアマネジメント》

高齢者のみなさんが自立して生活できるよう、生活やサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの身体の状態に合った健康づくりや介護予防の支援を行います。要支援1・2の人と、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうちで必要な人に対しては、ケアマネジメントを行い、介護予防ケアプラン等を作成します。

高齢者の権利を守ります

《権利擁護業務》

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取組をします。成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。

地域の連携・協力体制を支えます

《包括的・継続的ケアマネジメント支援業務》

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援や、医療機関などの関係機関とのネットワークづくりなど、地域のさまざまな機関、専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

■地域包括支援センター一覧

介護やサービス等でお困りの場合は、下記の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

担当地区	名称	所在地	電話	FAX
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006	36-3002
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ケ平22 (老人福祉センターぬくもりの里内)	68-2338	68-2801
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1(豊田市福祉センター内)	32-4342	33-2346
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20(足助病院内)	62-0683	62-0684
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357	45-5650
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711	42-1116
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5(稲武福祉センター内)	82-2530	82-3604
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1(豊田地域医療センター内)	34-3209	34-3398
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574 (小原福祉センターふくしの里内)	65-1600	65-3705
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148 (老人保健施設かずえの郷内)	21-6725	21-6780



担当地区	名称	所在地	電話	FAX
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717	41-6544
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116 (特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677	46-9901
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335	90-2419
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500-1(豊田厚生病院内)	43-5022	43-5025
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000	24-3601
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801	33-0809
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255	52-0727
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244	80-1108
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2 (藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294	76-3608
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町才ケ洞10-5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258	76-0200
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1(老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623	24-0621
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004	48-3317
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206	55-0061
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788	41-7070
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152	58-4166
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700	88-1724
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158	53-8830
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361	53-6382



福祉

こんな施設があります

■福祉センター

福祉に関する相談や福祉関係団体の活動支援等の他、ホールや会議室を備えた施設です。

【休館日】事務所：日曜日、月曜日、祝日、年末年始

ホール、貸し会議室：祝日を除く月曜日、年末年始

【利用時間】事務所：午前8時30分～午後5時15分
ホール、貸し会議室：午前9時～午後9時

※休館日、利用時間は一部異なる場合がありますので、詳細はお問合せください

問 錦町 ☎34-1131 FAX32-6011

■老人福祉センター豊寿園

高齢者の皆さんが気軽に集い、レクリエーションなどを通して、健康増進や生きがいづくりを行う施設です。

【休館日】日曜日、祝日(敬老の日を除く)、年末年始

【利用時間】午前9時～午後4時30分

【利用対象】市内在住の60歳以上の人

問 渡刈町 ☎27-2200 FAX28-7343

■老人福祉センターぬくもりの里

高齢者のデイサービス事業等を行う施設です。

【休館日】日曜日、年末年始

【利用時間】午前8時30分～午後5時

【利用対象】市内在住の60歳以上の人

問 池島町 ☎68-3890 FAX68-2801



■百年草

デイサービス事業や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

【休館日】水曜日(老人デイサービスセンターは日曜日、年末年始)

【利用時間】午前9時～午後9時(老人デイサービスセンターは午前10時～午後4時)

☎ 足助町

☎62-0100 FAX62-2389

老人デイサービスセンターは

☎61-1118 FAX62-1255

■介護予防拠点施設 足助まめだ館

高齢者の介護予防、レクリエーション活動などの場を提供する施設です。

【休館日】日曜日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

☎ 足助町 ☎62-1857 FAX61-1115

■稲武福祉センター

デイサービス事業や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

☎ 桑原町 ☎82-2068 FAX82-3604

■藤岡福祉センターふじのさと

デイサービス事業や福祉に関する相談等を行う施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

☎ 藤岡飯野町 ☎76-3606 FAX76-3608

■小原福祉センターふくしの里

デイサービス事業や福祉に関する相談等を行う施設です。

【休館日】日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

☎ 沢田町 ☎65-3350 FAX65-3705

■下山保健福祉センターまどいの丘

デイサービス事業や福祉に関する相談等を行う施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

☎ 神殿町 ☎90-4005 FAX90-2419

■高齢者温泉休養施設 寿楽荘

高齢者の皆さんの休養、健康増進を図る温泉付き宿泊施設です。一般の人でも利用できます。

【休館日】月曜日、年末年始

【利用時間】宿泊(要予約) / 午後4時～翌日午前10時

休憩 / 午前10時30分～午後3時

☎ 平畑町 ☎65-3611 FAX65-2837

■豊田ほっとかん

60歳以上の人を対象としたケア付きマンション(有料老人ホーム)と温水を利用して心身をリフレッシュする健康増進施設(温浴施設じゅわじゅわ)などを備えた多目的施設です。年中無休(健康増進施設の利用時間は午前10時～午後9時。休館日は第1月曜日、年末年始)

☎ 本新町 ☎36-3000 FAX36-3002

■福祉就業センター ふれあいの家

高齢者および障がい者が就業活動を通じて社会参加するなど、生きがい活動を推進する施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後4時30分

☎ 喜多町 / シルバー人材センター

☎31-1007 FAX34-3238

■福祉就業センター 山室花はうす

高齢者が草花を栽培するという就労活動を通じて社会参加するなど、生きがいと健康づくりを推進するための施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後4時30分

☎ 室町 ☎58-3055 FAX58-3132



介護予防・健康づくり支援サービス

元気アップ教室

自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行います。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援します。

【実施回数】おおむね8回

【実施場所】自治区、地域ふれあいサロン、地域包括支援センター等

【自己負担金】原則無料

☎ 地域保健課 ☎85-7710 FAX85-7733

生活支援・安心支援サービス

☎ 高齢福祉課

☎34-6984 FAX34-6793

福祉総合相談課

☎34-6791 FAX33-2940

ひとり暮らし高齢者等登録制度 (担当:福祉総合相談課)

登録された人の情報を消防本部や民生委員、地域包括支援センターに提供し、地域による見守りを行います。

【条件等】

同一敷地内や隣地に配偶者や子もしくは同一生計の親族がいない人

緊急通報システム設置事業 (担当:高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者の自宅に緊急通報システムを設置します。

【条件等】次のいずれかに該当する人

- ①ひとり暮らし高齢者等登録があり、介護保険の認定及び特定疾患(呼吸器系・循環器系等)のある人
- ②ひとり暮らしで、身体障がい者手帳1級又は2級の人

【自己負担金】世帯の所得状況により一部本人負担有り

福祉電話訪問事業 (担当:高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者に対して、週1回の電話訪問を行います。

【条件等】次のいずれかに該当する人

- ①介護保険の認定とひとり暮らし高齢者等登録のある人
- ②ひとり暮らしの重度身体障がい者
曜日:月～金曜日のいずれかの曜日
時間:午前9時～午後4時の間

「食」の自立支援事業(配食サービス) (担当:高齢福祉課)

栄養バランスのとれたお弁当の配達と安否確認を行います。

【条件等】

安否確認が必要で、買い物や調理等が困難な65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等の人
※1日のうち、昼食又は夕食のいずれか1食のみ

【自己負担金】1食300円から

生活管理指導短期宿泊事業 (担当:福祉総合相談課)

日常生活を営むのに支障があると認められる高齢者等を、一時的に養護老人ホームに受け入れ、生活の支援や生活習慣の改善を行います。

【条件等】

利用は1回につき7日以内で1年間に2回まで
※介護保険の要介護認定者は利用できません。

【自己負担金】1日につき1,720円



成年後見制度利用支援事業 (担当:福祉総合相談課)

身寄りのない認知症高齢者等で判断能力が不十分な人への後見開始等の審判請求を行います。また、後見人等の報酬費用を支払うことが困難な人に対して、その費用を助成します。

成年後見支援センター

成年後見制度の利用を推進するとともに、制度に関する相談を受け付け、各関係機関と連携しながら支援していく相談支援窓口です。

【実施機関】社会福祉協議会(☎63-5566、FAX32-6011)

【休館日】日・月曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前8時30分～午後5時15分

ささえあいネット～高齢者見守り ほっとライン～(担当:高齢福祉課)

地域の事業者等(会社や個人店など)が高齢者の見守り支援のために、関係協力機関として登録を行い、地域で支えあうネットワークを構築しています。

徘徊高齢者・障がい者等家族支援事業 (担当:高齢福祉課)

「見守り安心マーク」の配布、行方不明になる可能性のある人の事前登録を行います。

また、高齢者等が行方不明になった場合、家族からの依頼により、メール登録者に発見協力を依頼する情報配信を行います。

【対象】

65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能性がある人

【条件等】

見守り安心マークの配布は年間10枚まで

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 (担当:高齢福祉課)

認知症高齢者等が、第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に市が加入します。

【対象】

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者で、他に同様の保険に加入していない人

【自己負担金】なし **【補償限度額】**1億円

徘徊者搜索機器利用促進補助金(GPS 機器助成)(担当:高齢福祉課)

行方不明者の搜索を目的としたGPS機器の導入費用を補助します。

【対象】

65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になるおそれのある人

【申請者(家族)】

市内在住で、GPS機器を対象者の早期発見のために適切に使用・管理できる人

【補助金額】

上限22,000円

避難行動要支援者名簿制度 (担当:福祉総合相談課)

災害時等の避難の際に特に支援を必要とする人(避難行動要支援者)の名簿を自治区や民生委員等に提供して地域における支援体制を整備します。

【対象】

- ①介護保険における要介護3～5の認定者
- ②ひとり暮らし高齢者等登録者
- ③在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1～2級の人
- ⑤上記に準ずる人で希望する人



訪問理美容サービス事業 (担当:高齢福祉課)

理美容所へ出かけることが困難な高齢者や障がい者を対象に訪問理美容サービスの出張費用を助成します。

【対象】

次のいずれかの認定や交付を受けている在宅の人

- ①介護保険の要介護3～5
- ②身体障がい者手帳1・2級
- ③療育手帳A判定
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級

助成券は年間6枚まで(交付月により異なります)

【自己負担金】散髪等にかかる費用

ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業 (担当:高齢福祉課)

移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らし高齢者等を対象にタクシーの乗車料金の一部を助成します。

【対象】

介護保険の認定を受けている65歳以上で、次に掲げる在宅の人

- ①単身世帯
- ②世帯の構成員が次に掲げる人のみである世帯
(ア)介護保険の認定を受けている人
(イ)障がい者タクシー料金助成の対象の人
(ウ)普通自動車運転免許証を持っていない人
- ③家族等が同居、同一敷地内及び隣地に居住している場合であっても仕事等による外出のため、①又は②に掲げる人のみである世帯

【自己負担金】乗車料金の半額を自己負担

【助成金額】上限16,000円/年

シルバーカー購入費助成事業 (担当:高齢福祉課)

足腰の衰えにより歩行に不安のある高齢者を対象に、歩行の補助として使うシルバーカー(歩行補助車)を購入する費用の一部を助成します。

【条件等】65歳以上の人で一人1回限り

【助成金額】購入費の1/2(上限10,000円)

認知症に関する事業 (担当:高齢福祉課)

》認知症介護家族会

認知症の人を介護する家族が集まっています。対応方法や制度を学ぶ勉強会や、介護の悩みを共有する交流会を開催します。

【対象】

認知症の人を介護する家族(施設入所中や過去に介護していた家族も可)

※日程・会場等の詳細は基幹包括支援センター(☎63-5279、FAX63-5281)までお問い合わせください。

》若年性認知症本人・家族会スマイル

認知症発症が65歳未満の人とその家族が集まっています。

同じ経験を持つ人同士の交流会や、専門職による相談会を開催します。

【対象】

認知症発症が65歳未満の人と家族

※日程・会場等の詳細は高齢福祉課までお問い合わせください。



すこやか住宅リフォーム助成事業

☎ 介護保険課 ☎34-6634 FAX34-6034

介護保険の要介護または要支援認定者のうち、在宅で介護を受けている人が居住する住宅の改修工事に要する費用の一部を助成します。(介護保険制度の住宅改修を優先)

【条件等】

介護保険自己負担割合が1割負担の人

【助成額】

対象工事費の9割(上限18万円)

注)必ず工事前にご相談ください。

高齢者寝具貸与及び寝具クリーニング事業

☎ 介護保険課 ☎34-6634 FAX34-6034

独居等で衛生管理が困難な高齢者に寝具の貸与・交換または自己所有の寝具クリーニングの費用の一部を助成します。

【条件等】

在宅で次のいずれかに該当する人

- ①介護保険の要介護1以上の認定者
- ②65歳以上の障がいのある高齢者
日常生活自立度B又はCに該当

【助成額】

1か月につき 上限5,000円の9割

心身に障がいのある人

☎ 障がい福祉課 ☎34-6751 FAX33-2940 (東庁舎1階)

手当、助成など	対象／内容／窓口
豊田市 心身障がい者扶助料	市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者(所得制限あり)。ただし市内の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している人・市外の施設に入所している人は除く／障がいの程度に応じて月額2,500円、4,000円又は4,500円／障がい福祉課
豊田市在宅重度 心身障がい者手当(※1)	次のすべてに該当する人 ①市内在住 ②小学生以上65歳未満(※2) ③身体障がい者手帳1～3級か療育手帳A・Bを所持し、常時介護を必要とする／月額5,500円／障がい福祉課
愛知県在宅重度 障がい者手当(※1)	次のすべてに該当する人(所得制限あり。65歳以上の人は、障がい者手帳の交付時期により、受給できない場合があります) ①県内在住②身体障がい者手帳1・2級か療育手帳A(IQ35以下)又は、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B ③病院などに3か月を超えて入院していない／障がいの程度に応じて月額6,750円か15,500円／障がい福祉課
特別障がい者手当(※1)	20歳以上で身体障がい者手帳2級程度以上又は療育手帳A判定程度の障がい重複するか、これと同等程度の障がいがあり、家庭で常時特別な介護を必要とする人(所得制限あり)。ただし、病院などに3か月を超えて入院している人は除く／障がいの程度に応じて月額27,300円、28,350円又は34,150円(※3)／障がい福祉課



福祉

手当、助成など	対象／内容／窓口
障がい児福祉手当(※1)	20歳未満で身体障がい者手帳1級(2級の一部を含む)程度又は療育手帳A判定程度の障がいがあり、家庭で常時介護を必要とする人(所得制限あり)／障がいの程度に応じて月額14,850円、16,000円又は21,750円(※3)／障がい福祉課
特別児童扶養手当(※1)	身体障がい者手帳3級程度以上か療育手帳B程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している人(所得制限あり)／障がいの程度に応じて月額34,900円又は52,400円(※3)／障がい福祉課
居宅介護(ホームヘルプ)の利用	障がいがあるため日常生活を営むことに支障のある身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等(※2)／身体介護及び家事援助、通院などの外出介助／障がい福祉課
移動支援の利用	重度の視覚障がい児者・全身性障がい児者・知的障がい児者、精神障がい者／社会生活上外出を必要とする時の付き添い／障がい福祉課
移動入浴の利用	重度の身体障がい児者(※2)／移動入浴車による入浴サービスの提供／障がい福祉課
短期入所の利用(ショートステイ)	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等(※2)／介護者の病気や、冠婚葬祭などの理由により介護ができない場合、障がい児者を一時的(原則として8日以内)に施設へ入所／障がい福祉課
日中活動サービスの利用	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等／日中活動の場を提供／障がい福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者など／公的機関や病院での意志疎通を円滑にするための手話通訳・要約筆記／障がい福祉課(障がい福祉課には開庁日午前8時30分～午後5時は手話通訳者がいます)
補装具費の支給	身体障がい者手帳の交付を受けている人、難病患者等／視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置など(※4)の購入費等の支給／障がい福祉課
日常生活用具の給付・貸与	身体障がい者手帳、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人(障がい等級による制限があります)、難病患者等／読書器、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、吸引器、頭部保護帽、ストーマ装具、住宅改修など(※4) 貸与:寝具／障がい福祉課
声の広報	目の不自由な人／広報とよたをCDに録音したものを配布(再生には専用プレイヤーやパソコン用ソフトが必要)／障がい者福祉会館(☎34-2940 FAX35-2833)

- ※1 福祉施設、介護保険施設に入所している人を除きます
- ※2 介護保険の要介護または要支援の認定を受けている人を除きます
- ※3 年平均の消費者物価指数の比率により、改定されることがあります。
- ※4 介護保険の要介護または要支援の認定を受け、介護保険で福祉用具として貸与を受けることのできる品目を除きます

